

金融支援を受けたい

## セーフティネット保証制度

中小企業信用保険法で定める要因により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じ、保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る制度です。

保証制度	認定基準	業種指定
セーフティネット保証 5号 (法第 2 条第 5 項第 5 号)	業況悪化している指定業種の事業者で、次のいずれかに該当する場合に利用可能です。 • 売上高要件： 最近 3 か月の売上高等が前年同期比で 5%以上減少 • 原油高要件： ①原油仕入額が売上原価の 20%以上 ②仕入単価が前年同月比で 20%以上上昇 ③売上高に占める原油仕入割合が前年同期より増加 • 利益率要件： 最近 3 か月の営業利益率が前年同期比で 20%以上減少 ※指定事業と非指定事業を併営する場合は別途基準あり。	あり

※創業まもない方や店舗増加等により単純な前年比較ができない事業者の方についても、制度利用が可能です。(認定基準の運用の緩和あり。)

●申請方法 詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate05/guarantee.html>



●問合せ 産業支援課 (0258-39-2222)